

livedoor レンタルサーバセールスパートナープログラム約款

株式会社ライブドア（以下、「当社」といいます。）は、本約款第 1 条第 3 号に定義されるセールスパートナーが、当社が運営する livedoor レンタルサーバセールスパートナープログラム（以下、「本プログラム」といいます。）を利用するにあたっての条件として、以下のとおり livedoor レンタルサーバセールスパートナープログラム約款（以下、「本約款」といいます。）を定めます。セールスパートナーは、あらかじめ本約款に同意の上、本プログラムの利用を申し込むものとします。

第1条（定義）

本約款で用いる語句の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 「本件サービス」

当社が運営し、利用者その他の第三者に対して提供するレンタルサーバサービス

(2) 「利用者」

本プログラムを通じて本件サービスを利用、または利用を希望する法人ないし個人

(3) 「セールスパートナー」

本プログラムを利用することにより次条に定義される本件業務を行う、または本プログラムの利用を希望する法人ないし個人

(4) 「当社サイト」

当社が管理・運営するウェブサイト

(5) 「パートナーサイト」

セールスパートナーが運営・管理するウェブサイトで、当社サイト上の本件サービスの申込フォームへ利用者を誘引するバナー広告が掲載されるウェブサイト

第2条（プログラム内容）

本プログラムは、セールスパートナーが本約款に従い、利用者に対し本件サービスに関する営業活動を行うとともに、当社と利用者との間に本件サービスに関する利用契約（以下、「本件サービス利用契約」といいます。）を第 6 条第 1 項に定めるバナー広告および URL または第 6 条第 3 項に定める「livedoor レンタルサーバ申込書」を利用して締結せしめる仲介業務（以下、「本件業務」といいます。）を行うことをその内容とします。当社は、セールスパートナーの本件業務による本件サービス利用契約の締結実績に応じて第 8 条に従い、同条第 1 項に規定する仲介報酬を支払うものとします。

第3条（当社からの通知等）

1 当社は、当社サイト上での掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方

法により、セールスパートナーに対し、随時必要な事項を通知するものとします。

- 2 前項の通知は、当社が当該通知を当社サイト上または電子メールで行った場合は、当社サイト上に掲示し、または電子メールを発信した時点より効力を発するものとします。
- 3 本条に基づき当社が、セールスパートナーに対して発する通知ならびに当社が本プログラムに関して別途定める約款および諸規定は、本約款の一部を構成するものとします。なお、当該通知、当該約款、当該諸規定と本約款の規定に矛盾または抵触が生じる場合には、当該通知、当該諸規定、当該約款、本約款の順で優先して適用されるものとし、当該通知が複数なされ、相互に矛盾または抵触が生じる場合には、後に通知されたものが優先して適用されるものとします。
- 4 当社は、本約款に定める当社が行う通知の日から1カ月を経過したにもかかわらず、セールスパートナーが当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が必要な手続またはその他の事務等処理することができないときは、何らの事前の通知・催告なく直ちに、セールスパートナーに対する本プログラムの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

第4条（申込方法）

- 1 セールスパートナーは、本約款の全ての条件に同意の上、当社所定の「セールスパートナー申込書」に必要事項を正確に記入し、署名または記名および捺印の上、郵送またはFAXにて当社に送付または送信する方法により本プログラムの利用を申し込むものとします。
- 2 当社では、必要な審査をした上で前項の申込（以下、「本プログラム利用申込」といいます。）の承諾を行うか否かを決定し、電子メールその他当社の定める手段にてセールスパートナーにその結果を通知します。
- 3 当社が、前項に基づき本プログラム利用申込を承諾する旨の通知を発した時点で、当社とセールスパートナーとの間に本約款に基づく本プログラムに関する利用契約（以下、「本プログラム利用契約」といいます。）が成立するものとします。
- 4 本条第2項の審査後、いったん本プログラム利用申込が承諾された後においても、当社は独自の裁量によりセールスパートナーがセールスパートナーとして不適当と判断したときは、何らの通知・催告なく直ちに、本プログラム利用契約の一部または全部を解除することができるものとします。

第5条（承諾の拒否等）

- 1 当社は、本プログラムの利用を希望するセールスパートナーが次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合、当該セールスパートナーの本プログラム利用申込を承諾しないことができるものとします。
 - (1) 申込内容につき虚偽の申告をした場合

- (2) 過去に本約款違反などの理由により、本プログラム利用契約を解除されている場合
 - (3) 自己が運営または管理するウェブサイトを保有していない場合
 - (4) 20歳未満の個人である場合
 - (3) セールスパートナーのウェブサイトの内容が法令または公序良俗に反する場合
 - (4) 既に本プログラムに申込済みのセールスパートナーが重複して申込を行う場合
 - (5) その他、当社が不相当と判断した場合
- 2 当社は、本プログラム利用申込に対して承諾した後であっても、セールスパートナーが前項各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合、何らの通知・催告なくして直ちに、本プログラム利用契約の一部または全部の解除等、適当な処分を行うことができるものとします。
- 3 当社は、前2項で定める処分を行うにつき、セールスパートナーに対して一切の責任を負わず、また、その理由を開示する義務を負わないものとします。

第6条（提供物）

- 1 当社は、本プログラム利用契約締結後遅滞なく、セールスパートナーに対し、パートナーサイトに掲載されるバナー広告（以下、「バナー広告」といいます。）および当社サイト上の本件サービスの申込フォームへのリンクに必要なURLを貸与するものとします。セールスパートナーはこれを当社の指定する方法で、パートナーサイトの適切な場所に掲示することにより本件業務を行うものとします。
- 2 前項の内容は、当社がバナー広告および前項のURLをセールスパートナーに譲渡する旨の明示または黙示の意思表示を意味するものではありません。セールスパートナーは当社の提供するバナー広告を当社の指定する形式で掲示するものとします。またこれらを当社の定める方法および目的でのみ利用できるものとし、任意に変更したり作成したりすることはできません。
- 3 当社は、当社が必要と認める場合には、セールスパートナーに対し、利用者が本件サービスの利用申込の際に用いる当社所定の「livedoor レンタルサーバ申込書」を提供するものとします。
- 4 本条第1項または前項に基づき当社が提供するバナー広告、URLおよび「livedoor レンタルサーバ申込書」（以下、「当社からの提供物」といいます。）の提供方法は当社の定める方法によります。またこの提供方法は変更することがあります。
- 5 セールスパートナーは、本プログラム利用契約終了後、当社からの提供物を当社の指示に従い、当社に返還するか、または破棄するものとします。

第7条（セールスパートナーによる営業活動）

- 1 セールスパートナーは、本件サービスの顧客を確保するために、利用者に対し、訪問、電話、電子メール等の方法如何を問わず、本件サービスの利用申込を誘引するための営業活動を行うものとします。

- 2 セールスパートナーの営業活動に掛かる一切の費用は、本約款に特別な定めのない限り、セールスパートナーの負担とします。

第8条 (報酬の支払い)

- 1 当社は、本プログラム利用契約の有効期間内において利用者が以下の各号に定める方法により本件サービスの利用を申し込み、当社が当該利用者から本件サービスの利用料金を受領するとともに、当社と当該利用者との間に本サービス利用契約が成立したこと（以下、「仲介実績」といいます。）を条件として、セールスパートナーに対し、本件業務に対する報酬（以下、「仲介報酬」といいます。）を支払うものとします。なお、いかなる場合においても、以下の各号に定める方法以外の方法で申し込まれた結果成立した本件サービス利用契約については、仲介実績には含まれないものとします。
 - (1) 利用者がパートナーサイト上のバナー広告を経由して当社サイト上の本件サービスの申込フォームに必要事項を入力して当社に送信する方法
 - (2) 利用者が第6条第3項に定める「livedoor レンタルサーバ申込書」に必要事項を記入し、署名または記名および捺印した上、これを当社が別途定める方法により、直接当社に提出し、またはセールスパートナーを通じて当社に提出する方法
- 2 当社からセールスパートナーへ支払われる仲介報酬の金額は、別途当社が定める料金表によって定めるものとします。当社は、いつでも当該料金表を変更することができるものとします。
- 3 当社は、毎月末日締めにて、当月の仲介実績を締め、仲介報酬を算出した上で、翌々月5日（5日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日とします。）までに、セールスパートナーが指定した銀行口座に、振込送金の方法により支払うものとします。振込送金にかかる手数料は当社が負担するものとします。
- 4 当社は、前項によりセールスパートナーが指定した銀行口座への振込送金手続きを行うことにより、当社のセールスパートナーに対する支払義務は完全に履行されたものとみなし、万一、金融機関の事情により、送金がなされなかった場合または遅延した場合、当社はセールスパートナーに対して如何なる責任も負わないものとします。
- 5 当社が、セールスパートナーの指定する銀行口座への支払い手続きをとったにもかかわらず振込不能となった場合は、当該仲介報酬の支払いについては自動的に翌月期に繰り越すものとし、次回の支払いと合算の上支払うものとします。
- 6 前項にかかわらず、最初の振込不能を含め3回にわたって、本条第3項に従ったセールスパートナーが指定する銀行口座への振込が不能であった場合、当社は、セールスパートナーに対して、電子メールにて金融機関口座変更の届出を催告するものとします。当社からのメール発信後、7日を経過してもセールスパートナーから何ら返信を確認できなかった場合、当該仲介報酬の支払債務は当然に消滅するものとし、当社はその支払い義務を免れるものとします。

第9条 (セールspartnerの義務)

- 1 セールspartnerは、利用者に代わって第6条第3項に定める「livedoor レンタルサーバ申込書」を当社に提出する場合には、当該利用者から授与された正当な権限に基づき提出しなければならないものとします。
- 2 セールspartnerは、当社の事前の書面による承諾なくして、本約款または本プログラム利用契約上の地位および本約款または本プログラム利用契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡、貸与、質入し、担保の目的に供し、または承継させてはならないものとします。
- 3 セールspartnerは、当社に届け出た住所、会社名、連絡先等に変更が生じた場合、当社が定める方法により直ちに当社に届出なければならず、届出がなかったことによりセールspartnerが不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 4 セールspartnerは、下記の事項を遵守するものとします。
 - (1) 関連諸法令および商慣習を遵守すること
 - (2) 社会通念および公序良俗を逸脱しないこと

第10条 (禁止行為)

当社は、本プログラムの利用にあたり、セールspartnerが次の各号に該当しまたは該当するおそれのある行為をすることを禁止します。

- (1) パートナーサイトへの掲載以外の方法で、バナー広告を表示する行為
- (2) 第6条第3項に定める「livedoor レンタルサーバ申込書」について偽造、変造、改竄その他の変更を加える行為
- (3) 同一セールspartnerによる複数のアカウント取得行為
- (4) 電子メールによるスパム行為
- (5) アップローダーなどコンテンツを持たないウェブサイトへの広告掲載行為
- (6) コンテンツの全くない広告だけで構成されるウェブサイトへの広告掲載行為
- (7) 404(Not Found)ページ等、エラーページへの広告掲載行為
- (8) バナー広告のタイトルや本文を背景色や背景画像を近い色にして、見づらくする行為
- (9) 不適当な掲載位置・掲載方法でのバナー広告設置行為
- (10) その他利用者の不利益となると当社が判断する方法での広告掲載行為
- (11) 他人の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為
- (12) 詐欺行為、その他犯罪に結びつく行為
- (13) その他法令または公序良俗に反する行為
- (14) 当社の業務の運営・維持に支障を及ぼす行為
- (15) その他本約款に反する行為または当社が不適当と判断する行為

第11条（不正行為）

- 1 セールスパートナーが本件業務に関して不正行為を行ったことが判明した場合、または当該行為が行われたと当社が判断した場合、セールスパートナーに対する何らの通知・催告を要することなく、当該不正行為によって発生した仲介報酬の支払義務は、消滅するものとします。
- 2 前項の不正行為により、当社または利用者が損害を受けた場合、セールスパートナーは、当該全ての損害（合理的な弁護士費用を含むがこれに限りません。）について、直ちに当社または利用者に対して賠償する義務を負うものとします。

第12条（契約期間）

本プログラム利用契約は、第4条第3項に規定する本プログラム利用契約成立の日から1年間有効に継続するものとします。但し、本プログラム利用契約は、一方当事者が他方当事者に対して、本プログラム利用契約の有効期間満了の30日前までに文書による解約の通知をしない限り、同一条件で自動的に引き続き1年間更新され、以降も同様とします。

第13条（当社による契約の解除等）

- 1 当社は、セールスパートナーが次の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合、何らの事前の通知・催告なく直ちに、当該セールスパートナーに対する本プログラムの提供を一部もしくは全部停止し、または本プログラム利用契約の一部もしくは全部を解除することができるものとします。
 - (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 重大な過失または背任行為があった場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、会社更生、特別清算、および民事再生の各種手続開始の申立があった場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 手形交換所の取引停止を受けた場合
 - (6) 事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をした場合
 - (7) 法令に違反し、または違反のおそれのある場合
 - (8) 公序良俗に反し、または反するおそれのある場合
 - (9) その他、本プログラム利用契約を継続しがたい事由が生じた場合
- 2 当社は、前項その他本約款の規定に基づき本プログラム提供の停止または本プログラム利用契約の解除を行うにあたり、その理由を開示・説明する義務を負わず、また、当該セールスパートナーに何らかの不利益もしくは損害が発生しても一切責任を負わないものとします。
- 3 セールスパートナーは、本条第1項その他本約款の規定に基づく本プログラム利用契約の解除とともに本プログラムに関わる全ての権利を失い、また、当該本プログラム利用契約の解除時点で発生している当社に対する一切の債務について期限の利益を喪

失し、直ちにその全額を当社の定める方法で支払うものとします。

- 4 本条第1項各号の事由に該当する行為によって、当社に損害が発生した場合には、当社は当該セールspartnerに対して全ての損害（合理的な弁護士費用を含むがこれに限りません。）の賠償を請求できるものとします。

第14条（当事者間の関係）

セールspartnerは、本プログラム利用契約の締結が当社とセールspartnerとの間における共同事業もしくは合弁事業に関する契約または雇用契約の締結を意味するものではないことをあらかじめ了承するものとします。

第15条（商標の使用）

- 1 セールspartnerは、当社の事前の書面による承諾なしに、当社の商号、ロゴ、サービスマークまたはその他の商標（以下、「商標等」といいます。）を、セールspartnerの広告、標識、販促資料等に使用してはならないものとします。
- 2 セールspartnerは、前項の規定に基づく当社の事前の書面による承諾に基づき商標等を使用する場合、当社の指示に従って使用しなければならないものとします。
- 3 セールspartnerは、本プログラム利用契約が終了した場合、または当社が商標等の使用の中止を求めた場合には、商標等の使用を直ちに中止しなければならないものとします。

第16条（知的財産権等）

本プログラムにおいて当社からセールspartnerに対して提供されるバナー広告その他一切の情報成果物ないし関係資料の著作権を含む知的財産権は、別段の定めがない限り、当社に帰属し、セールspartnerには一切帰属しないものとします。セールspartnerは、当該情報成果物ないし関係資料について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本プログラム以外で利用することはできないものとします。

第17条（競業の届出）

セールspartnerは、本プログラム利用契約の有効期間中、本件サービスと競合するサービスの販売を行う場合は、事前に電子メールまたは書面にて当社に届出を行うものとします。但し、本プログラム利用契約締結時点において既に取り扱っているサービスおよび商品についてはこの限りではありません。

第18条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業、その他の争議行為、輸送機関の事故、その他不可抗力により本プログラム提供の全部または一部の履行に支障が生じたときは、当社はその責に任じないものとします。

第19条（免責事項）

- 1 当社は、本約款に特に定めるほか、本プログラムの利用に関して、セールスパートナーが被った損害およびセールスパートナーが他のセールスパートナー、利用者その他の第三者に被らせた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 2 本プログラムの利用に関して、セールスパートナーと他のセールスパートナー、利用者、ユーザーその他の第三者の間で紛争が生じた場合、セールスパートナーは全て自己の責任及び費用負担において当該紛争の解決に当たり、当社には一切迷惑をかけるものとしません。
- 3 当社は、セールスパートナーが本プログラムを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
- 4 当社は、本プログラムを通じてセールスパートナーが希望する仲介報酬の発生について、一切保証しないものとします。
- 5 当社は、通信回線やコンピュータ等の障害におけるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、または、その他本プログラムに関してセールスパートナーに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- 6 当社は、セールスパートナーが使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。
- 7 本プログラム利用の際に発生した、電話会社または各種通信業者より請求される接続に関する費用は、セールスパートナーが自己責任において管理するものとし、当社は、いかなる保証も行わないものとします。

第20条（損害賠償等）

- 1 本約款に特に定める他、セールスパートナーは、故意もしくは過失により、本約款に違反する行為により、または不正もしくは違法に本プログラムを利用することにより、当社または利用者その他の第三者に損害を与えた場合、セールスパートナーは、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含むがこれに限りません。）を直ちに賠償する責任を負うものとします。
- 2 当社は、利用者その他の第三者から前項の請求を受けたときは、直ちに請求の事実をセールスパートナーに通知し、通知を受けたセールスパートナーは、当社の求めに応じ、必要な協力をなすものとします。

第21条（再委託の禁止）

セールスパートナーは、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することはできないものとします。

第22条（報告義務）

- 1 セールスパートナーは、当社に対し、当社が要求する場合、必要事項を当社の指示により報告するものとします。
- 2 セールスパートナーは、第13条第1項に定めた事項が発生した場合には、速やかに当社に報告するものとします。
- 3 当社及びセールスパートナーは、利用者もしくは第三者より、本件サービスに関するクレームが発生した場合には、速やかに相手方に報告するものとします。
- 4 当社及びセールスパートナーは、次の事項を行うときは、速やかに相手方に通知するものとします。
 - (1) 本店所在地または住所の変更、商号、代表者の変更または氏名変更、仲介報酬の振込先銀行口座の変更
 - (2) 合併、解散または事業の全部もしくは一部の譲渡もしくは貸与その他資産その他事業の状態に著しい変動をきたすおそれのある一切の行為

第23条（本プログラムの停止等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はセールスパートナーに予め通知することにより、本プログラムの提供の一部または全部を一時停止することができるものとします。但し、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は当該通知を省略することができるものとします。この場合、当社はセールスパートナーに対し、事後遅滞なく当該停止について報告するものとします。
 - (1) 本プログラムの運営上、システムの定期保守・緊急保守、メンテナンスまたは工事の必要が生じた場合
 - (2) 天災、事変、その他不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) その他運用上、当社が必要と判断した場合
- 2 前項に定めるサービスの一時停止によりセールスパートナーが何らかの損害を被ったとしても、当社は一切その責任および費用の負担を負わないものとします。

第24条（本プログラムの終了）

- 1 当社は、セールスパートナーに通知の上、本プログラムの全部または一部を終了することができるものとします。
- 2 前項の通知は、本プログラムのウェブサイト上での掲示またはセールスパートナーへの電子メールの送付その他当社が適当と判断する方法によるものとし、その通知の効力は第3条第2項の定めによるものとします。
- 3 当社は、本条第1項の方法によるセールスパートナーに対する通知の後、本プログラムを終了した場合には、セールスパートナーに対して、本プログラムの終了に伴い生じる損害、損失もしくは費用の賠償または補償について一切の責任を負わないものとします。

第25条（秘密の保持）

- 1 セールスパートナーは、本約款の存在および内容、当社から口頭または書面その他の記録媒体を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データ等の当社の技術上、営業上、業務上の一切の情報ならびに本件業務に関連して知り得た利用者に関する情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、当社の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 2 本条のセールスパートナーの義務は、本プログラム利用契約の有効期間中のみならず本プログラム利用契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第26条（管轄裁判所）

当社およびセールスパートナーは、本約款または本プログラム利用契約に関する訴訟について、その訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第27条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款中疑義の生じた事項については、当社とセールスパートナー間において誠実に協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。

第28条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し日本法に従って解釈するものとします。

第29条（余効効）

本プログラム利用契約の終了後といえども、第3条第3項、第5条第3項、第6条第2項および第5項、第7条第2項、第9条第2項および第3項、第11条、第13条第2項乃至第4項、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第23条第2項、第24条、第25条、第26条、第28条、本条の規定は効力を失わないものとします。

第30条（本約款の改定）

- 1 当社は、新たに実施する日を定めたうえで、本約款の内容を改定することができるものとします。本約款が改定された場合、改定後の内容は、改定された本約款実施の日から、効力を発生するものとします。
- 2 当社は、前項により定めた改定後の本約款を、当社が運営するウェブサイトへの掲載等、当社が任意に定めた適宜の方法でこれをセールスパートナーに通知するものとします。

付則

2008年6月6日 制定・施行

2009年12月02日 改定